

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 4 号
受 理 年 月 日	令和2年2月18日
件 名	若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願
請願者の住所及び氏名	前橋市樋越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長代行 女屋 定俊 桐生市広沢町3-3949 全日本年金者組合群馬県本部桐生支部 支部長 斉藤 勝三
請 願 の 要 旨	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>私たち年金者組合は、「一人ぼっちの高齢者をなくす」とことと高齢者の生活を支える年金制度の改善をもとめる運動を行っている。組合は1989年に創設以来、毎年仲間を増やし、全国で11万人余、群馬県で2450人余が2つの目標実現に向けて努力している。</p> <p>公的年金は、長い一生の中で起きる障害や配偶者や親の死亡、高齢などの困難を克服していく制度である。すべての国民に「健康で文化的な生活」を保障し、「その実現するための国の努力」を定めた憲法25条具体化の制度である。しかし、この制度の下で年金を受けられない【無年金】者が生まれる。そして困難な生活を送らなければならない【低年金者】も増えているのが現在の年金制度である。この無年金・低年金の克服が日本の年金制度の最大の課題である。</p> <p>日本の公的年金は、「保険料」の支払いが条件である。「保険料方式」といわれ保険料納付が条件である。「保険料未納者」には公的年金の給付がなく、無年金者になってしまうのである。この人たちには憲法で定める「健康で文化的な生活」が保障されないのである。現実と憲法の乖離が生まれている。老齢年金受給資格を「25年以上の保険料納付」から10年に短縮した。この乖離を解消にむけた改善措置である。しかし、このような手立てだけでは解決できない。10年以下の保険料納付では無年金になってしまう。「保険料を支払わずに年金支給は欲張りだ」の意見もあるが、憲法は「すべて国民は」健康で文化的な生活を送ることができると規定しているのである。現実と憲法の乖離はそのまま残る。</p> <p>欧米先進国では、年金を国が税金から支給する制度（全額国庫負担による最低保障年金制度）を採用している。日本でも21世紀初頭に、ほとんどの政党、有力政治家、労働組合そして地方議会などで「最低保障年金制度必要論」が高まった。群馬県内の地方議会でも半分近くの議会が「最低保障年金制度創設を国に求める」意見書を採択した。しかし、急速な「少子高齢化社会」の波もあり、その流れがふさがれてしまった。</p> <p>しかし、現行の日本の年金制度の中にも「最低保障年金制度」と類似した制度も含まれている。「基礎年金」の半額は国庫から（税金から）支給されている。その部分は「税負担の年金制度」なのである。しかし、国庫負担部分の支給を受ける権利が「保険料納付者」に限定されているため、「障害・死亡・老齢」の条件があっても年金を受けられない人も生まれてきてしまうのである。現行年金制度の最大の課題である「無年金者」をなくすことはできない。</p> <p>このような中途半端な制度でなく、すべての人に年金支給を実現する【最</p>

	<p>低保障年金制度の創設】が求められているのである。</p> <p>高齢者にとって年金は生活の「命綱」である。そのほとんどが食料や医療費、生活必需品などに消費される。その消費は、ほとんど地元で使われる。年金生活者の安定が地域経済に与える影響は大きく、その活性化にも通じる。</p> <p>全額国庫負担の最低保障年金制度の創設は、無年金・低年金という現在の年金制度の課題を解決するスタートになる。同時に地域経済活性化にも寄与する。</p> <p>以上の趣旨をご理解いただき、「全額国庫負担の最低保障年金制度」の実現のために地方議会から政府に意見書を上げることがを求めて下記の請願を行う。</p> <p><b>【請願事項】</b> 全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設を求める意見書を国に提出して下さい</p>
紹介議員	関口 直久、渡辺 恒
付託委員会	教育民生委員会
審査結果	